

平成二十一年六月二十二日提出
質問第五七七号

いわゆる飯塚事件に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

いわゆる飯塚事件に関する再質問主意書

一九九二年二月二十日、福岡県飯塚市で、当時小学校一年生だった女児二人が登校中に行方不明になり、その後、同県甘木市（現在の朝倉市）の雑木林で殺害され遺棄されているのが見つかったいわゆる飯塚事件において、当時五十二歳の久間三千年氏が逮捕された。久間氏は二〇〇六年九月八日、死刑が確定し、二〇〇八年十月二十八日に死刑が執行された。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七一第五三二号）を踏まえ、再質問する。

- 一 現在我が国に死刑囚は何人いるか。
- 二 一の者に対する死刑執行は、どのような順番に基づき行われるか。
- 三 前回質問主意書で、死刑囚について、その執行順位を定めた執行時死刑判決順位というものはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの『執行時死刑判決順位』の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。一般に死刑囚に対しては、死刑判決が下され、死刑が確定した日にちや、それに従い、死刑が執り行われる順序を定めた何らかの順位（以下、「順位」という。）はあるか。確認を求める。

四 久間氏の「順位」は何番であったか。報道によると、それは百人中六十一番であったとのことであるが、右は事実か。

五 前回質問主意書で、

① 久間氏のDNA鑑定について、科学警察研究所による鑑定の他に、石山昱夫帝京大名誉教授によつてなされた鑑定結果によると、久間氏の型は、犯人のものと思われる血痕にある型とは一致しなかつたとのことであるが、右は事実か。

② 政府、特に検察庁として、当時石山教授にDNA鑑定をいつ依頼したか。

③ 石山教授による鑑定は、いつなされたか。

④ 政府、特に検察庁として、当時石山教授による鑑定結果をいつ知らされたか。

⑤ 政府、特に検察庁が石山教授による鑑定結果を明らかにしたのはいつか。

⑥ 政府、特に検察庁として、石山教授による鑑定結果の公表を遅らせ、裁判所側に促される形でようやく公表したという事実はあるか。

と、右六点について問うたが、「前回答弁書」では「個々具体的な死刑執行に関する事項については、死

刑を執行された者の氏名等を除き、明らかにしておらず、答弁を差し控えたい。なお、一般論としては、死刑の執行に際しては、法務大臣は、裁判所の判断を尊重しつつ、法務省の関係部局に関係記録の内容を十分に精査させた上で、刑の執行停止、再審又は非常上告の事由の有無、恩赦を相当とする情状の有無等につき、慎重に検討し、これらの事由等がないと認めた場合に、死刑執行命令を発しているところである。」との答弁がなされている。右答弁は、右六点について何ら明確に答えたものではない。右六点の質問は「個々具体的な死刑執行に関する事項」ではなく、単純な事実確認であるところ、政府においては曖昧な答弁でごまかすのではなく、明確な回答をすることを求める。

右質問する。